

平成22年度第2回岡山県障害者施策推進協議会 議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時 平成22年9月2日(木) 14:00～16:30
- 2 場 所 ピュアリティまきび 2階孔雀の間
- 3 出席委員名 (計14名、敬称略)
綾部 小百合、小田 眞弓、片岡 美佐子、(代理出席)戸取 義昌、
小池 将文、坂本 啓治、徳弘 昭博、永井 美代子、中島 洋子、永田 恵子、
福島 忠雄、宗高 弘子、森脇 久紀、(代理出席)三宅 健
(※中山芳樹委員 欠席)
- 4 出席臨時委員名 (計4名、敬称略)
堀部 徹、増岡 衣里、宮本 陽子、(代理出席)宮本 勇
(※堀部臨時委員、増岡臨時委員は議題2についてのみ出席)
(※伊丹英徳臨時委員 欠席)

(議事次第)

- 1 開会
- 2 部長挨拶要旨

本日は、御多忙の中、また、残暑が続きます中、岡山県障害者施策推進協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。私、先月10日に岡山県保健福祉部長に着任いたしました佐々木と申します。皆様には日ごろから保健福祉行政の推進に当たりまして多大なる御支援をいただいておりますことを感謝申し上げます。ご存じのとおり、障害者施策の見直しにつきまして、内閣府にヒアリングの場を設け、また、厚生労働省の方でも大きな見直しをしようということで、いろいろと議論を進めているところであり、障害者制度の改革の非常に大きな段階を迎えています。具体的な内容は今後明らかになってきますが、その内容を踏まえまして、県としてもしっかりと対応してまいりたいと思います。本日の会議につきましては、第2期岡山県障害者計画(仮称)の原案及びパーキングパーミット制の最終案につきまして、説明をさせていただきます、委員の皆様から御意見をいただくこととしています。本日いただく御意見を、県の障害福祉施策の推進に反映させてまいりたいと考えていますので、忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。最後になりましたが、引き続き障害福祉施策の推進に向けて御支援、御協力をお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 議事概要

<議題1>第2期岡山県障害者計画(仮称)の原案について

◆会長

それでは、議事に入らせていただきます。議題1の第2期岡山県障害者計画（仮称）の原案について、事務局の方から御説明願います。

◇古南障害福祉課長

（資料1に基づき説明）

◆会長

障害者計画は障害者基本法に基づく計画ということで、これから県として取り組んでいく施策を体系化した基本計画となるものです。これとは別に福祉の分野の実施計画として、細かい数値を入れた障害福祉計画もありますが、障害者計画には福祉の分野のほか雇用の問題やバリアフリーの問題など、ありとあらゆる問題が含まれています。第1期に比べていろいろと新しい項目が含まれています。何か御意見があればお伺いしたいと思います。

◆委員

前回も申し上げたのですが、施策の体系の中に生活支援が挙げられています。国の施策に従ってということであると思いますが、前回の第1期では福祉とされていました。これは落として欲しくないという思いが非常に強くあります。せめて、福祉・生活支援というような表現にしていきたい。そういうことができないものではないでしょうか。と言いますのも、障害者福祉法の具体的施策が障害者自立支援法で実施されるようになったときに、同時に、老人福祉法の具体的な施策が介護保険法で実施されるようになり、全部、福祉が消えてしまいました。それ自体に私は恐ろしさを感じます。福祉という言葉はどういうところから出てきたのかを調べてみましたら、日本国憲法を作るときに、ソーシャルウェルフェアの日本語訳に合う言葉がなくて、福祉という言葉が作られたということです。日本国憲法の考え方は、基本的人権の保障ということで、人間の尊厳を大切にするという考え方を柱にしており、憲法25条では国の責任において社会福祉を充実させるということが謳われています。その理念に基づいた言葉が福祉という言葉だと私は理解しています。その点を考えてみれば、やはり福祉という言葉を外すというのはいかなるものか。さらに、岡山県障害福祉計画とこの部分は重なっているわけですから、その点を見ても入れた方が分かりやすいのではないかと思います。本日説明していただいた内容につきましては、分かりやすい言葉で書かれていますし、概ね大きな方向では理解するわけですが、若干意見を言いたいことがあります。ひとつは、これは県の計画ですので、全ての項目にわたって県が責任を持ってやっというところは間違いのないと思いますし、また、いろんな施策を羅列しておりますから、いちいち「県が」という主語を使いますとややこしくなりますから主語を省いた形で記載していることは分かるのですが、「県が」という主語を省いてしまいますと意味があやふあやになってしまうところがあり、特に基本的な考え方の中に盛り込んでいる内容が、項目によって異なっており、現状と課題に相当する内容を盛り込んでいるものもあれば、これからやろうとしている県の施策を要約し

て書いている部分もあります。部門ごとに担当された方が違うためにこうなっているのかも知れませんが、なぜこれをするかという大事な理念の部分を経験的な考え方に盛り込むことも大事なことだと思うのですが、その理念を書いて、その後には県としてやろうとしていることが書いてあるから、ちょっとややこしくなっているという印象を受けるのかなという感じがしないでもないです。それともうひとつは、生活環境のところの29ページですが、最後が「社会の実現を目指します。」で終わっていますし、34ページの教育のところでは「重要です。」で終わったりしています。県の考え方として、それはそのとおりなのですが、それでは県は何をするのかと思いたくなります。一般の方が読まれてそういう思いをしないように、県がこういうことをやるんですということが基本的な考え方の中でもっと明確になった方が良いと思います。これは感想です。それと34ページの教育のところ、基本的な考え方の2行目に「障害の特性や程度に応じて」という言葉が入っていますが、今こういう認識で教育をされていますか。ちょっとこれは違うのではないかと思います。教育庁の方がいらっしゃったら、考えを聞かせてください。それとついでに言えば、34ページの現状と課題の一つめの黒丸のところと、三つ目の黒丸のところ内容が重なっています。また、35ページの生涯学習の促進のところ、「障害にわたって」は「生涯にわたって」であると思われます。その次の療育・育成のところ、療育については課題や推進方法を詳しく記載していただいているのですが、学齢期の子どもさんに対する学校以外の場での支援体制にはまだまだ課題がたくさんあると思います。これは福祉の生活支援のところには書き込まないといけないことだと思うのですが、その記述が非常に弱いのではないかと思います。本来ならば、18ページの現状と課題のどこかに入り込まないといけないことであると思います。障害福祉サービスの充実などの中に、障害のある人が地域で生活するための支援について記載されているのですが、子どもさんへの支援については、別に記述があるのではないかと思います。特に学童保育などというものもまだまだ受入れが困難な状況ですし、岡山市からも要望が上がっていると思いますが、特別支援学校に通う子どもさんの学童保育を作りたいという要望が強いわけですね。それに対して、県としてどう対応していくのか。具体的な施策がなければ、課題としてはありますよ、認識はしていますよということを記述をする必要があると思いますし、だんだんとサービスが少なくなっている、例えば、知的障害者の子どもさんのいる家庭への家事援助のホームヘルプサービスがどんどん少なくなっています。

報酬が少ないということがあるのでしょうか、少なくなっています。知的障害児を持たれた親御さんは大変に助かるんですね。そういう点について詳しくは触れられないと思いますが、課題はあるんだということを是非書いておくべきではないかと思っています。また、24ページに「心身障害者医療費公費負担制度などの適切な運用を進めます。」という記述がありますが、この適切というのは今の時点でどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいなと思います。以上です。

◆会長

いまの御質問に回答をお願いします。

◇古南障害福祉課長

前回もご指摘いただきました福祉という言葉が消えたということについてですが、福祉という言葉には広い意味がございまして、使われる場面や使う人の意図するところによって変わってきたり、受け取る側の思いによって異なる受け取り方をされる場合もあります。使い方の難しい言葉であると思います。本年度作ろうとしているこの計画は、障害者基本法に基づくもので、国の障害者基本計画を基本として策定しなければならないとされておりますので、県の原案をそれに沿って作らせていただいたということですが、ご指摘を受けましたので、どういう言葉が適切なのかを事務局の方で検討をさせていただきたいと思っております。今お手元にお配りいたしております6月29日に閣議決定された「障害者制度改革の基本的な方向について」の「第1障害者制度改革の基本的考え方」において、「あらゆる障害者が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づく、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認する。」とありますが、主体という言葉に非常に注目しているところであり、客体ではなく主体であるということ踏まえて、福祉という言葉を使うことが良いこととかどうか考えていかなければならないと思っておりますので、皆様からも御意見をいただきたいと思っております。細かく御指摘をいただきましたが、策定作業中ということもあり、統一が取れていなかったり、分野ごとの語調があっていないところもありますが、今いただきました御意見等を踏まえまして、整理をしていかなければならないと思っております。学齢期の子どもさんの学校以外の場での学童保育について、障害者自立支援法のつなぎ法において、放課後デイサービスという形で特別支援学校に通っている子どもさんの学校以外の場での保育について国の方針が出ていましたが、廃案になっています。学校以外の場での保育については、どこかに記載しておかなければならないと考えておりますので、もう一度検討させていただきたいと思っております。心身障害者医療費負担制度については、平成18年度から制度改革を実施し、御批判をいただいているところですが、財政事情等もあります。福祉サイドとしては、守るべき部分は守って、できる限り進めていきたいと思っております。

◇教育庁特別支援教育課中村総括副参事

「障害の特性や程度に応じて」という部分についてですが、教育庁は「幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し」という考え方に基づいており、この観点からこの部分を見直したいと思っております。

◆委員

客体か主体かということで議論されていると思いますが、国の方でも仮称ですが、総合的な福祉法という言葉を使っており、福祉という理念を活かしたものという方向が示されています。また、もし、福祉という考え方が主体ではなく客体だとか、上から目線だとかいう議論があるとすれば、今やっている福祉がそういう誤解を与えるような運用をやっているということが問題であると思っております。福祉は人権保障に基づい

た制度であるということをきちんと確立することが必要であると思います。もちろん、地域や共助という考え方も大事なことなのですが、主体はどこにあるのかということは明確にする必要があると思います。教育の考え方のところ、今おっしゃったように一人ひとりの教育ニーズを把握し、それに応じた教育をしていこうというのが、今の教育の方向であって、それがもし、障害の特性や程度に応じてという考え方に基づいて今の教育現場で教育が行われているとすれば、これは大きな間違いであると思います。これは気を付けていただきたいと思います。それと障害者医療費制度をできるだけ守っていきたいとおっしゃったのでありますが、これは財政事情でこういう制度を作ったのではないということを制度を替えるときに私は何回もお伺いしています。障害者自立支援法という法律ができて、応益負担が社会の制度のひとつの根本となる考え方となってきたと、その中で医療についての公費負担という考え方を導入したのが、障害者自立支援費の考え方なんですね。しかし、この考え方が間違いだったということから、国が今、制度を根本から見直そうとしているので、国が間違いだと言っているのであれば、岡山県もただすべきだというのが私の考えであって、是非そういうことも踏まえて、検討いただきたいと思います。

◆会長

福祉という言葉はなかなか難しいので、老人福祉法も法律は残っていますが、中心は介護保険法に移り、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法も法律は残っていますが、実質的には障害者自立支援法で事業が行われており、福祉が消えています。何か意図があるのかどうかよく分かりませんが、ウェルフェアも与えるとか与えられるとかいう意味が含まれるということでウェル・ビーイングという言葉が使われるようになっていきます。日本語の中でも福祉という言葉は広い使われ方をしており、福祉国家のように社会保障とかセーフティネット全般を福祉という言葉で表現する場合もあれば、もっと狭い意味で、医療、年金、社会福祉を3分野とする場合もあります。最近選挙などでは、年金、医療、介護の3分野といわれ、福祉が介護に置き換わったりして、これで良いのかと思うこともありました。基本的には医療と福祉ということで、医療は健康に問題を抱えた方への支援であり、福祉というのは生活にいろいろと問題を抱えた方への支援ということで、ある意味で生活支援と福祉は同義語です。それを福祉という言葉の概念が幅広いために、意味合いをはっきりさせるために、これまで保健・医療や教育と同じ並びで福祉と表現されていたものを生活支援を置き換えようということだと思います。それが果たして良いのかどうかということですが、今、仮称ですが、総合福祉法という法律を作ろうとしています。まだ、仮称なので、実際に法律になったときにどのようなネーミングになるかは分かりません。この項目の立て方は国の方で何かあるのでしょうか。障害者基本法の中でそのように示されているとか。

◇古南障害福祉課長

障害者基本法において、都道府県障害者計画は国の障害者基本計画を踏まえて作成することとされていますが、これは言葉がどうこうという問題ではなくて、基本的な考え方を合わせてという意味であると思われます。

◆委員

自立・共生・主体的な選択という考え方に基づいて、様々な施策を組み立てていくことは良いことであると思いますが、自立ということになってきたときに、大人になっていきなり自立ということではなくて、自立のための教育が大切です。教育や教育に伴う多様な社会的体験を経験することはとても大切であると思います。障害のあるお子さんの自立と言ったときに、教育のところまではずいぶんと改善されてきているけれども、教育から自立へというギャップが非常に大きいように思っています。特に力があるにも関わらず、もう少し社会適応訓練をしていけば、何とか自立できる人たちが、途中で行き場がなくなって、ひきこもりになっているという現状を考えたときに、教育のところを見ますと、特別支援校の充実という項目と小中学校の教育の充実という項目があるのですが、高等部教育の充実についての記述がないのではないかと思います。全員が特別支援校にいけるわけではないのですが、倉敷琴浦に特別支援校ができて、そのためにずいぶんと伸びているお子さんも多く、ゆくゆくは楽しみなのですが、津山にはそういうものがなく、地域間格差の問題があるということ、さらにもう少し能力が高いが、一般の学校教育では付いていけない人のための技術系の高校の受け皿を用意していただければ、能力開発もでき、就労につながりやすくなるのではないかと思います。特別支援校は特別の学校ですが、地域の技術系の高校のコースは地域での共生、地域での就労につながりやすいということなので、そのあたりを学校教育の充実のあたりに少し盛り込んでいただければと思います。

◆会長

事務局の方で何かありますか。

◇教育庁特別支援教育課中村総括副参事

特別支援学校ではなく通常の高等学校でどういうことができるかということは、これから考えさせていただきたいと思います。

◆会長

全国共通の問題と岡山県の個別の問題があると思うのですが、この計画には個別の問題は余り書かなくて、さらっとべきものなのか。それとも、岡山県には全国とは違う問題があり、そのことを書くべきものなのか。そこをお伺いしたいと思います。この計画についての認識があやふやなのですが、いかがでしょうか。

◇古南障害福祉課長

基本的には都道府県の計画なので、都道府県らしさのある計画で良いと思うのですが、基本的な方向を出す計画なので、基本的な方向性としては、都道府県によってあまり違いはないと思っています。個別の施策において、特徴的なものがあるとか、特に岡山県において他の県と違うような課題があるということであれば、それは盛り込

んでいきたいと思います。ただ、大きな方向性としては、あまり各県で違いは出てこないのではないかと認識しております。

◆委員

ここにそういったことが書かれていないということは、岡山県独自の問題というものはないと考えておいて良いということでしょうか。

◇古南障害福祉課長

本県独自の大きな問題があれば、そこは書いておくのですが、ほかの県と比べて特に本県独自の大きな問題があるとは認識しておりません。

◆委員

参考資料3として配付されている第2期岡山県障害者計画に、岡山県障害者長期計画と岡山県障害福祉計画の関係が図示されています。この岡山県障害者長期計画は平成11年度から平成22年度までの12年計画であったために長期と付されていますが、今回作成しようとする計画はこの計画の2期計画であり、計画期間が5年間であるために長期が抜けて、第2期岡山県障害者計画（仮称）となっています。この計画の下に岡山県障害福祉計画が位置して、より具体的に障害のある人のための福祉に関する計画が立てられています。このことから、今回作成しようとする計画において殊更に福祉と付さなくても良いのではないかと思います。それから、質問ですが、今回の計画の5年間において国において障害者施策の大きな改革を想定していますが、新たな計画の真ん中で新たな施策を出すのではないかと思います。そのあたりを当局はどう考えているのかお伺いしたいと思います。

◇古南障害福祉課長

参考資料1に国の障害者改革について記載されており、平成23年度には障害者基本法の改正、平成25年度には障害者総合福祉法の制定などが予定されています。今回策定しようとする障害者計画は、この障害者基本法に基づいて策定するものですが、これらの国の障害者制度改革が具体的に動き出したときにこの計画がどうなるのかということは非常に流動的な部分があります。ただ、現在のところ障害者基本法は改正されずに今のままでいますので、法定計画ということで作らなくてはならず、現在の計画が平成22年度末で切れるので、空白期間を置くわけにはいかないということでお知恵をいただきながら作ろうとしているのですが、そのような背景があるので、計画の原案の3ページの計画の期間にただし書きしておりますとおり、障害のある人を取り巻く施策の変化に的確に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて改訂を行うこととしております。また、国の制度改革が大きなものであれば、計画期間中であっても新計画に切り替えるという対応をしていかなければ行けないというふうに思っております。このあたりは国の動向を見ながら、対応していきたいと思っております。

◆会長

民主党政権に替わるときに高齢者医療制度と自立支援法は選挙の争点みたいな形になって、自立支援法の応益負担の問題、後期高齢者の問題、いずれも一定のスケジュールで制度を廃止するというので、どういうふうに変えるかを今検討されているところです。ゴールドプランやエンゼルプランなど、行政計画は単にお題目であってはいけないということで、数値目標の入った計画を作成するようになり、障害者の計画も障害者基本法に基づく基本計画に加えて、自立支援法に基づく数値目標を設定した実施計画を策定するようになった。これは介護保険の制度で策定した事業計画と同様な考え方に基づくものでした。自立支援法は介護保険と同じような考え方に基づいて応益負担の制度を取り入れています、様々な施策を取り入れて、実質的には応能負担に切り替えています。これも総合福祉法の中でどう変わっていくのか分からない状況です。非常に流動的な状況の中で計画策定を行わなければならないわけですが、計画なしの期間を作ることはできないということで、ある意味でつなぎの計画ということにならざるを得ないと思いますが、そういう計画であるということ認識した上で作っていくこととなります。総合福祉法ができた中で計画がどうなっていくのか、障害福祉計画は多分全面見直しになると思いますし、障害者基本法の計画も基本計画として位置付けるのかどうかということも議論があるのであろうと思います。いずれにしても、今の政権が今後どうなっていくのが良く分からないのですが、自立支援法も障害者基本法も見直しを行うということで、いま策定しようとしているこの計画もいずれ見直しを行うこととなります。そのほか、何かありますでしょうか。

◆委員

精神障害のある人の精神保健福祉について、国の費用比率は97：3で、医療が1兆9千億円で、福祉が5百億円足らずと非常に不均衡な配分であると思うのですが、岡山県も似たような比率であるのかと思います。まして、地域定着、地域支援の推進を図りますという項目がありますが、やはり、退院定着、地域移行促進を進め、地域で生活する障害のある人を支えるには、地域で生活することを前提とした支援体制を組んでいただくということをもっとはっきりと書いていただきたいと思います。また、精神障害のある人の地域生活というのは、家族に頼ることが多くなりますので、家族も当事者であるという括りの中で家族全体が幸せになるようなしくみづくりが必要であらうと思います。退院したいけど、家族が受け入れることができないので、長期の入院になってしまうと現実があります。家族に対する支援の推進を図りますということを入れていただきたいと思います。精神疾患は誰にでも起こり得る病気で、こころの健康に取り組むことは自殺の軽減にもつながりますので、安心できる社会を実現するためにも、県としては包括的な施策を打ち出していただきたいと思います。そして、計画の中にもそういった内容を盛り込んでいただきたいと思います。

◇則安健康推進課長

今の御指摘につきまして、地域移行の推進は県の重点施策でありますし、また、家族全体が幸せになるという視点も大変に重要なことであると思っております。社会的

理由による精神科病院への入院の解消は国を挙げて進めている施策ですが、それを本当に推進するためには、医療関係者、保健福祉関係者の努力、そして、地域の方々の理解も必要であり、包括的な支援体制づくりを進めていかなければならないと考えており、検討を進めていきたいと思ひます。

◆会長

そのほかにありますか。

◆委員

生活関連施設のバリアフリー化について、県有の既存施設のバリアフリー化を進めるということであり、良いことであると思ひますが、既存の学校を改修して特別支援学校を開校した際に、バリアフリー法に基づいて、エレベーターや点状ブロック、スロープをつけなさいとの御指摘をいただき、途中からそのような設計に変わっており、それはとても良いことであると思ひますが、限られた予算の中でそれをやろうとすると何かを削らなければならないということでエアコンを削ることになりました。生徒には半数ぐらい発達障害の方がおられますが、発達障害の方は体温調節が苦手であったりしますので、彼らにとっては、エアコンがユニバーサルデザインであり、過ごしやすい環境ですので、彼らにとっては必需品であると思ひれます。そのあたりにとっても矛盾を感じます。限られた予算の中でどちらを大事にするのかということがありますが、こちらは法律なので、しないといけないからこのようにしたということであると思ひますが、そういった現実もあるということを知っておいていただきたいと思ひます。それと、ユニバーサルデザインを進めるということについて、肢体不自由とか視覚障害とか分かりやすい障害のある方に対しては配慮がなされて来ていると思ひますが、発達障害の方にとって、過ごしやすい環境ということについて、なかなか分かりにくい面もあるのですが、県の施策としてはそのあたりも大事にしたいと思ひます。

◆委員

今の点に関連するのですが、生活環境の項目につきまして、バリアフリーとユニバーサルデザインを別のものとして使用しておられますが、知事はバリアフリーと言ひますか。言わないでしょう。ユニバーサルデザインとずっと言われていると思ひます。バリアフリーというのは、「いわゆる」バリアフリー法です。正式には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」です。バリアフリー法という法律は存在しません。「いわゆる」が必ず付きます。このあたりの整理が付いていないのではないかと思ひます。これは事務局で精査をしていただければと思ひます。平成20年ころまではバリアフリーという言葉がずっと用いられていましたが、突然にそれがユニバーサルデザインへと変わったわけです。そのあたりの経過を踏まえて、再考願えればと思ひます。

◆会長

バリアフリーとは、現状がバリアフルなので、それを取り除いて行こうということでバリアフリーと言われており、ユニバーサルデザインというのは、最初からどんな人にも適した、普遍的なデザインで整備して行こうという考え方のことで、これから新設する場合などにはユニバーサルデザインの考え方が用いられます。バリアフルな建物を全面的に立て替える場合などには、ユニバーサルデザインとなりますが、バリアフルな建物のバリアをできるだけなくして行こうとする場合には、バリアフリーという言葉が用いられています。完全にどちらかの用語に統一するというわけにはいかないと思います。まだまだ今の日本の社会には、いろんな障害のある人にとってバリアフルな状況があり、それをできるだけ除去して行こうとしている現状を考えれば、バリアフリー化という言葉を用いることもやむを得ないと思います。いろんな障害のある人がおられる状況において、バリアをなくすということは、取り組むべき内容も異なってきます。発達障害への対応についても、発達障害とはどのような障害か、どのような特性があるのかということできるだけ多くの人に理解していただくことが一番大切なことであると思います。また、この計画は県の行政計画なのですが、重要ですか不可欠ですか必要ですか第三者的な記述が多数あるという点につきましては、事務局において表現を工夫していただきたいと思います。今回の資料は今後継続的に議論を進め行く上で、原案ということで出していただいたものでありますので、引き続き、議論を進めていきたいと思っております。

<議題2>パーキングパーミット制度（仮称）の最終案について

◆会長

それでは、パーキングパーミット制度の最終案について、事務局から説明願います。

◇古南障害福祉課長

（資料3に基づき説明）

◆会長

岡山県のパーキングパーミット制度について、ただいま説明のあった案に基づいて、最終決定をしたいということでございます。前回の協議会において議論になった対象の問題について、発達障害を対象に加えているのは1県のみであったと記憶しておりますが、岡山県の場合は、その他という枠組みの中で医師の診断書に基づいて対象に含めるが、歩行に困難を来す子どもに限るということでした。御質問、御意見がありましたら、どうぞお願いします。

◆委員

県庁の駐車場においてパーキングパーミット制度を導入する場合には、今の身体障害者等用駐車場をそのまま使うのでしょうか。それとも駐車区画を増やすのでしょうか。また、ほっとパーキングおかやまという名称に賛成しますが、なんとかパーキングという名称の駐車場がいっぱいある中で、民間の業者の方がほっとパーキングという駐車場を作って、有料駐車場にするというようなことがあるのではないのでしょうか。

この際、ほっとパーキングという名称を登録されてはどうかでしょうか。

◆会長

他県において名称に関して何らかの不都合が生じているというような情報は得ておられるでしょうか。

◇古南障害福祉課長

名称に関しては、他県においては、名称の付け方に抵抗があったという事例は伺っていますが、名前を真似されたとかいう事例は伺っておりません。また、名称の登録というのは商標登録というような意味かと思いますが、「おかやま」まで付ければ問題はないのではないかと考えているところです。また、利用証が使える駐車場は協定施設の駐車場に限られますので、協定施設へはステッカー等を配付して明示していただくようにしようと思っております。それから、県庁の駐車場につきましては、現在の車いすマークの駐車場を使用する方針です。

◆委員

有効期間のある利用証については、有効期間をどのように表示するのですか。

◇古南障害福祉課長

有効期間の終期を記載することにしてあります。

◆委員

他県と共通利用するということですが、他県とは利用証のデザインも異なっているので、他県の利用証を掲げた車が排除されないように駐車場の管理者に十分に周知を図っていただきたいと思っております。また、制度の周知に当たって、聴覚障害者は対象にはならないといった詳しいところまで周知していただきたいと思っております。と言いますのも、市町村の窓口において、実は対象ではなかったというようなことができるだけないようにお願いします。それから、他の制度として警察署が発行している駐車禁止の指定除外の標章と混同する方がおられるので、あくまでも別制度であることを周知していただければと思います。最後に県庁の駐車場は障害のある人は無料になりますが、妊産婦の方は有料になります。この制度は駐車場の有料・無料とは関係がないということも周知を図っていただければと思います。

◇古南障害福祉課長

制度の導入前、導入後において周知を図っていくことが重要であり、様々な手法を用いて、分かりやすく周知を図っていきたく考えています。

◆委員

その他に該当する人については、医師の診断書によると書いてあるが、各医療機関へは様式等を示すのですか。また、有期の利用証を有する人が、無期の状態になった

場合の取扱いはどうするのですか。

◇古南障害福祉課長

様式については各医療機関の様式を用いていただき、その中に必要な事項が記入されれば、有効として取り扱うようにしたいと思っています。「その他」の方については、期間を設定することができない方については、無期とすることでどうでしょうか。

◆委員

発達障害のお子さんなどについては、多動の時期を過ぎれば安定する傾向があると思います。書式を定めていただいて、こういう状態が対象ですということをはっきりと示していただく必要があると思います。

◇古南障害福祉課長

いただいた御意見をもとに検討してみたいと思います。

◆会長

医療機関によって差が出ないようにしてください。
そのほかにありますか。

◆委員

歩行が困難な方ということが前提なので、内部障害の方についても、歩行が困難であることが前提になるとと思いますが、どのようにして判断するのですか。

◇古南障害福祉課長

障害者手帳に障害の区分と等級が記載されていますので、それにより判断するようにしています。実際には区分・等級が該当しても歩行が困難でない方もいらっしゃるかも知れませんが、該当する方であれば、御本人の申し出に基づいて交付するようにします。

◆委員

心臓障害 1 級でも元気な方もいらっしゃいますが。

◇古南障害福祉課長

御本人の自覚に委ねることとします。心臓障害 1 級でも元気で歩行できるという方には申請をしていただかないように自覚していただきたいと思っています。

◆委員

手帳をもたれている方は分かりやすいと思うのですが、医師の診断書を持参して窓口申請に訪れた方に対して担当の方によって対応が異なるということはないでしょ

うか。行けば必ず受理されるのか、受理されない場合もあるのか、そのあたりはどうでしょうか。

◇古南障害福祉課長

基本的にはマニュアルで提示しますので、マニュアルに即して、窓口での判断の余地なく、取り扱えるようにします。

◆会長

いろいろなトラブルが想定されるが話し合いの中でルールに則して進めていただきたいと思います。そのほかにありますか。

◆委員

思いやりの心の中で作られる制度ですので、利用する人もそういう認識に立っていただきたいと思います。広報の中でお互いの助け合いの中で作られている制度であるということを対象になる方にも理解していただくことが必要であると思います。そこがしっかりしていれば、多くのトラブルは避けられると思います。

◆会長

御意見については概ね出尽くしたと思いますので、利用証とステッカーに使用するデザインを決めたいと思います。

◇矢吹総括参事

A案からC案までの3案について、投票をしていただきまして、この場で集計し、決定したいと思います。

◆会長

それでは案をご覧いただき、投票用紙に記入をお願いします。また、事務局で回収をお願いします。

(投票の結果、全18票のうち、A案0票、B案12票、C案6票であった。)

◆会長

投票によりB案に決定しました。

◆委員

緑の利用証の空欄部には何が入るのですか。

◇矢吹総括参事

本日の議論の結果次第では記入すべき事項があるかも知れないということで空欄部を設けましたが、本日の結果を踏まえ、空欄部はなくすようにデザインを修正します。

◆会長

本日の議題は全て終了しましたが、何か言い残したことはありませんか。

◆委員

啓発活動のところでパンフレットなどの使用が書いてありましたが、市の障害者週間などで使用することはできるか。

◇矢吹総括参事

啓発・広報の方法についても模索してるところですが、県のパンフレットを市の行事などで利用していただくことなども是非お願いしたいと考えています。併せて、県の有している広報手段のほかにも、市町村の広報手段や窓口広報なども活用したいと考えています。

◆会長

それではいろいろと出た意見を踏まえて進めたいと思います。事務局へお返しします。

◇矢吹総括参事

小池会長、議事進行ありがとうございました。次回、第3回目の協議会を10月8日の午後2時からここピュアリティまきびの会場で予定しております。追って開催案内等を送付させていただきます。委員の皆様、本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。